

まちづくりプランナー創出事業

施策のポイント

地域住民の幸せのためには、コミュニティの再生など地域活動を推進する人財が求められている。公共事業や補助金に依存した地域経済から、真に自立した地域へと脱皮していくためには、地域資源を活用した、実践的なまちづくりができる人財の育成が必要である。

自治体情報

山形県米沢市

人口 / 88,124人

標準財政規模 / 20,545,789千円

担当課 教育委員会教育管理部社会教育課生涯学習担当

電話番号 直通代表 0238-21-6111 代表 0238-22-5111 内線 6006

実施主体 米沢市

関連ホームページ <http://yozan.educ.yonezawa.yamagata.jp/>

事業期間 平成 22 年度から

参考とした施策

関係施策分類

施策の概要

1 取組に至る背景・目的

国が準備した事業をすればよかった時代から、豊かな地域を維持していくための地域独自の施策展開が必要になっており、地方の政策能力の格差が直接地域間格差に繋がっている。また、住民自治力の向上のための事業構築など地域住民のクリエイティブ力が一段と求められている。

このため、まちづくりのリーダーやグループが誕生しやすい環境を整備しながら、市民、企業、行政ともに協働してまちづくりを進めていこうとするものである。

2 取り組みの具体的内容

まちづくり人財養成講座で学んだ市民及びグループが、身近な地域課題を解決するために提案したまちづくりプランに対して事業費を交付するものである。最も優秀な提案に対して、500千円を限度とした事業費を交付する。事業費の交付を受けた団体は、事業実施の結果を、翌年度のまちづくり人財養成講座のプレゼンテーションの場で報告する。

なお、提案いただくまちづくりプランの対象内容は、次のとおりである。

【対象】

観光、産業、文化、スポーツ、景観、環境保全など米沢のまちづくりに関する独自性のある企画で実現可能なもの。

- ① 地域の歴史や文化・自然などの資源を活かした企画
- ② 新規性のあるユニークな企画やユーモアあふれる企画
- ③ 地域を活性化し、にぎわいを演出する企画
- ④ 広域に情報発信できる企画



3 施策の開始前に想定した効果、数値目標など

協働のまちづくりを推進する環境が一段と整備される。次の展開としては、「学び」から具体的な「行動」に移りやすい環境整備を進めていく。提言だけで終わらせない、身近な地域課題を自らが解決できる、継続事業展開に繋げていく。

4 現在までの実績・成果

協働のまちづくりを学び、地域の財産となる人を養成する目的で「まちづくり人財養成講座」は、平成18年度からスタートした。また、「協働推進条例」は平成21年度から施行され、協働のまちづくりを推進する環境が一段と整備された。

5 導入・実施にあたり工夫した点や苦労した点とその対処法・解決策など

市民の潜在能力をまちづくりに引出すきっかけづくり。

6 今後の展開と課題

「学び」から具体的な「行動」に移りやすい環境整備が必要である。提言だけで終わらせない、身近な地域課題を自らが解決できる事業展開を継続していく必要である。

まちづくりプランナー創出実行委員会補助金交付要綱

(趣旨)
第1条 この要綱は、まちづくりプランナー創出実行委員会第3条に掲げる支援として、まちづくりプランナー創出実行委員会(以下「委員会」という。)が交付する補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)
第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、まちづくり人財養成講座の前年度までに終了した交付を受けた者又は今年度の終了前の交付見込みの者(以下これを「終了者等」という。)若しくは終了者等が所属する団体が企画し、実施する次のいずれかに該当する事業とする。

- 地域の活性化につながると思われる事業
- 自ら解決し難い地域課題の解決に寄与する事業

2. 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は、補助金の交付の対象としない。

- 国若しくは地方公共団体が行う事業又は行うことが予定されている事業
- 国又は地方公共団体から事業の実施に関し、負担金又は補助金(この要綱に定める補助金を除く。)若しくは補助金の交付を受けることができる事業
- 宗教的・政治的又は政府活動に係る事業
- 地産の増進を主たる目的とする事業
- 非営利より第三者に委託しようとする事業

(補助対象経費)
第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条に規定する補助事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は、この限りでない。

- 土地の取得に要する経費
- 建築物の建築、取得又は修繕に要する経費
- 備品の購入に要する経費

(補助金の額)
第4条 補助金の額は、次に掲げる額のいずれか低い額とする。

- 委員会が別に定めた上限額
- 補助対象経費に相当する額

(交付申請)
第5条 補助金の交付申請の期限は、まちづくり人財養成講座最終回の「まちづくり大賞コンペティション」が行われた年度の11月30日とし、次の申請を提出しなければならない。

- 事業計画書(様式第1号)
- 収支予算書(様式第2号)及び当該収支予算書に計上された経費の概算書
- その他委員会が必要と認める書類

(交付決定)
第6条 委員会は、補助金等の交付の決定をしたときは、遅やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を補助金等の交付の申請をした者に書面での旨を通知するものとする。

(変更申請)
第7条 補助金の交付の決定を受けた市民、団体等は、補助対象事業の経費の配分又は内容を変更する必要がある場合は、遅やかにまちづくりプランナー創出事業変更承認申請書(様式第3号)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)
第8条 補助金の交付を受けた市民、団体等は、補助事業終了後30日を経過する日又は補助金の交付に係る年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- 実績報告書(様式第1号)
- 収支決算書(様式第2号)
- 補助事業の実施の状況を撮影した写真
- その他委員会が必要と認める書類

(費用)
第9条 この規定の定めのない事項については、市民市補助金等に係る予算の執行の運用に関する規程(昭和48年米沢市規程第10号。以下「規程」という。)に定めるものを使用する。

(その他)
第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

期 間
(施行期日)
この要綱は、平成22年6月4日から施行する。

予算関連データ

総額 ①～⑤の計		財源内訳 (財源区分: ①～⑤)				
		①国費	②県費	③起債	④その他	⑤一般財源
500千円		0千円	0千円	0千円	0千円	500千円
①～④の名称、 所管など	名称					/
	所管					
	金額					
	補助率					

提供可能資料：案内・要綱